

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2016年1月

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の状況

本年5月13日に発効した、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願において、日本を指定国として WIPO 国際事務局により国際公表された国際登録は2015年12月18日現在200件をこえます。上記国際公表は出願人からの請求がない限り原則として国際登録日から6か月後に行われることを考えると、海外の出願人が日本における意匠による保護を考える場合にハーグ協定のジュネーブ改正協定を活用するという考えが各国で広がってきているものと思われます。一方日本を締約国として WIPO 国際事務局により国際公表された国際登録は13件となっております。

日本国特許庁では、この国際意匠登録出願に対して出願ごとに国内の出願番号を追加付与し、出願の審査が順次行われる予定です。今後の審査状況も注目されるものです。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定にご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。